

経営協議会学外委員からの提言への対応  
(平成21年度～平成24年度)

1. 教育力の向上（入学時期の在り方、教育改革、国際化含む）  
(協議会)

年度	経営協議会開催日	テーマ	学外委員からの提案・意見等
平成21年度	H22.1.19	行動シナリオ(教員の教育力の向上、活力の維持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定年延長と若手教員の登用について、具体的な取組は。</li> <li>○ 新しい分野に対応するべく、教員の人事選考を全学的な立場で行うための検討をしているか。</li> </ul>
平成23年度	H24.3.15	入学時期の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学は様々な制度的制約の中で動いているが、入試問題、資産運用などについて再検討をする必要が出てくるのではないか。</li> </ul>
平成24年度	H24.6.13	入学時期等の教育基本問題検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資格試験について、医師免許等卒業に関わる国家試験と、そうでない試験があるので、整理して準備が必要。</li> </ul>
	H24.11.28	入学時期等の教育基本問題に関する検討状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ギャップターム期間に学部学生が海外の協定校等で単位を取れるプログラムを検討してはどうか。</li> <li>○ 企業がギャップタームを経験した人が欲しいとなれば社会の評価軸を変える機会となる。期待している。</li> </ul>
		FLY Program	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就職活動で不利益とならないよう卒業見込証明書などにFLY Program 参加を特記事項としたり、総長賞表彰を行うなどの検討を進めたらどうか。</li> </ul>

(懇談会)

年度	経営協議会開催日	テーマ	学外委員からの提案・意見等
平成23年度	H23. 4.20	入学時期をめぐる現状等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際化の推進。</li> <li>○ 秋季入学については、世界にあわせるべきだが、ギャップイヤーやカリキュラムの組み立て方については検討が必要。</li> </ul>
	H24.1.18	入学時期の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ギャップタームの活動の評価方法も考えるべき。</li> <li>○ 学生への奨学金の充実を図るべき。</li> </ul>
平成24年度	H25.1.18	これからの日本社会と東京大学に期待する役割(第1回)【大学院の在り方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東大内部から大学院に進学する学生は1～2割という状況。大学院の在り方を考える時期ではないか。</li> </ul>

●提案・意見等に対する主な取組事例

<若手教員のポストの確保>

- ①より柔軟な教員の雇用を推進するため、教員が大学以外の機関からも給与を受け、それにより生じた余剰財源を若手研究者ポストの確保に充当する「クロス・アポイントメント制度」を平成25年度から導入し、既に3名について適用している。

<入学時期の在り方検討>

- ①役員会の下に「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議(基本検)」を設置し、教育企画室、入試企画室、国際本部等の関連検討組織と連携しつつ、同検討会議の「企画調整部会」及びその下に置かれる「資格試験制度」・「ギャップターム」・「学事務の見直し」の各作業部会において検討を実施し、答申を役員会に提出。
- ②基本検からの答申を踏まえ、役員会が「学部教育の総合的改革に関する実施方針」を議決した。同実施方針に則り、教育改革の実施体制として「臨時教育改革本部」及びその下に置かれる「秋季入学推進会議」、「大学院教育検討会議」並びに「学部教育改革臨時委員会」及びその下に置かれる「カリキュラム改革部会」、「教育制度部会」を整備し、平成27年度末までに「学部教育の総合的改革に係るアクションリスト」を実施。
- ③総合的な教育改革を速やかに推進するため、関係大学による「教育改革推進懇話会」(北海道、東北、筑波、東京、早稲田、慶應義塾、東京工業、一橋、名古屋、京都、大阪及び九州の各大学)を設置し、諸方策について協議及び必要な連携を実施。
- ④入学前ギャップタームの導入・普及の可能性等について、他大学、産業界を含めた各方面との意見交換などを実施し、幅広く情報を収集。
- ⑤平成24年度4月期から「東京大学フェロウシップ」の奨学金月額を15万円から20万円に増額。教養学部前期課程国際教養コースへの学生(PEAK生)に対する来日前に提示し得る奨学金「東京大学スカラシップ」の新設、在学学生海外派遣の支援を目的とした「GO Global 奨学基金」の設立、渉外活動の開始。
- ⑥国際社会における指導的人材を育成する目的に特化した学士課程の教育プログラム「グローバルリーダー育成プログラム(GLP)」を平成26年度から実施。
- ⑦学部入学生を対象に、学生本人が1年間休学して行う主体的な活動を大学が支援する仕組みとして、「初年次長期自主活動プログラム(FLY Program: Freshers' Leave Year Program)」を平成25年4月入学者から実施し、現在11名が参加している。

<学部後期課程教育・大学院教育の充実>

- ①カリキュラムの構造化と可視化の指針、部局横断型教育プログラムの実施を促進。
  - 1)各学部・研究科が教育研究上の目的を明示(平成19年度から)
  - 2)授業カタログの提供(平成17年度から)
  - 3)学部後期課程及び大学院における授業カタログの Web による提供及び MIMA サーチの導入による科目間の体系を視覚化(平成24年度から)
  - 4)部局横断型教育プログラムの実施
    - ・学部:ジェロントロジー(平成21年度から)、メディアコンテンツ(平成21年度から)、バリアフリー(平成23年度から)、死生学・応用倫理(平成24年度から)
    - ・大学院:日本・アジア学(平成21年度から)、海洋学際(平成21年度から)、デジタル・ヒューマニティーズ(平成24年度から)、科学技術イノベーション政策の科学(平成25年度から)
  - 5)大学院共通授業科目の制度化 19科目(平成24年度)
  - 6)博士課程教育リーディングプログラムの実施(9件)(平成23年度から)

## 2. 研究力の向上

### (懇談会)

年度	経営協議会開催日	テーマ	学外委員からの提案・意見等
平成22年度	H22.4.20 H22.6.3	学術研究シンポジウム- 国家の成長戦略としての 大学の研究・人材育成 基盤の抜本的強化を- (ランキングと国際化 に関して)	○ 国際化、特に学生の国際能力を高める点が重要。海外に出ることによって成長が期待できる。コストもかかるが有力な教育であるので、このような機会を学生に与えたらどうか。
	H22.9.21	「強い大学」づくりと明日の日本	○ 総長が他大学と組んで予算に対する要求をするのは継続的にやっていただきたい。現実的には優先順位を考え、思い切った対処を考えざるを得ないと思うがどうか。 ○ 定年年齢を延ばした分、30-35歳の若手が減っている。研究を一番行うのは30代であるが、何か対応策を検討しているか。
平成23年度	H23.11.24	東京大学国際高等研究所の活動(IPMUの活動)	○ IPMUは諸制度等の問題が重なった中で研究を長期的にするための実例であり、ブレークスルーのためのモデル的事業と位置付けたら良い。
平成24年度	H25.1.18	これからの日本社会と東京大学に期待する役割(第1回)【研究】	○ 課題から探って研究成果を出して欲しい。工学系の細分化されすぎている技術領域を課題からみて組み立てて欲しい。 ○ 研究者の知的好奇心で積み上げられた研究も大事にして欲しい。

#### ●提案・意見等に対する主な取組事例

##### <国際的な大学間交流の推進及び本学学生の海外派遣の拡大>

- ①研究交流の促進や本学学生の国際経験の充実、海外の優秀な学生の受入れ等に寄与するよう、様々な二国間・多国間の大学間交流を推進。
  - 1)イェール大学(平成19年度から)、ブリティッシュコロンビア大学、トロント大学などとの学生交流覚書に基づく学生派遣・受入プログラムを本部主導で実施(平成23年度から交流を開始)。平成25年10月現在は27校まで対象校を拡大。さらに、交流を活発にするために本部による受入制度を創設(平成25年度)し、平成26年度からは日本語能力要件を求めずに、留学生の積極的受け入れを目指す。
  - 2)APRUサマープログラム(平成18年度から)、IARUグローバルサマープログラム(平成20年度から)をはじめ、国際大学連合が主催するサマープログラム(派遣・受入)を共同実施。さらに平成25年度は、本部主導で国立台湾大学、香港大学、UCサンディエゴ校、シェフィールド大学と連携して、独自の派遣プログラムを実施した(平成25年度派遣実績、のべ約180人)。
  - 3)大学間交流協定の増加(平成17年度:250→平成25年度:384)。
  - 4)今後も増加が確実な交換留学やサマープログラムの参加学生に対して効果的に奨学金を支給するために、海外派遣のための奨学制度を見直し、現行の奨学3事業(国際学術交流活動等奨励事業、学術研究活動等奨励事業(国外)、学生団体による国際交流活動等奨励事業)を廃止して、より学生のニーズに応える東京大学海外派遣奨学事業(短期・超短期)を立ち上げ、さらに学生が海外へ行きやすい環境を提供した。(平成25年度)
  - 5)43海外拠点を実現(平成25年度)。
  - 6)教養学部において海外留学説明会を定期的開催。また、短期留学等に関する説明会を随時開催(平成23年度～)。

<国際高等研究所の拡充・充実>

①数物連携宇宙研究機構(IPMU)は文部科学省の「世界トップレベル研究拠点形成プログラム(WPI)」に採択され、平成19年10月1日に発足した。国から10年間サポートを受け、(1)世界最高水準の研究水準、(2)英語を公用語とし、外国人専任研究者を多く採用することによる国際化、(3)分野融合研究によるブレークスルー、(4)日本の大学にいままでなかったような組織を作ることによる研究システム改革を実現して「世界の目に見える研究拠点」を作ることが要求されている。

3年後の平成23年1月にIPMUが国際高等研究所の最初の機構として認定された時点では、専任研究者約65名(うち外国人研究者は60%)、学生・スタッフを含め総勢約120名の研究機構に成長した。

②「東京大学国際高等研究所」では、既設の「数物連携宇宙研究機構(IPMU)」において、米国カブリ財団からの寄付による750万ドルの基金を設立し、併せて、平成24年4月に「東京大学国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構(Kavli IPMU)」に名称変更した。また、平成25年度から新たに「サステナビリティ学連携研究機構(IR3S)」を置くことを決定した。

<若手教員のポストの確保【再掲】>

①より柔軟な教員の雇用を推進するため、教員が大学以外の機関からも給与を受け、それにより生じた余剰財源を若手研究者ポストの確保に充当する「クロス・アポイントメント制度」を平成25年度から導入し、既に3名について適用している。

### 3. 女性の参画

(懇談会)

年度	経営協議会開催日	テーマ	学外委員からの提案・意見等
平成22年度	H23. 1.20	女子の活躍促進について	(女子学生を増やす方策) ○ 優秀な女子学生に受験を促すために、入試の方法を工夫する。 ○ 快適な女子寮の整備。 (女性教員を増やす方策) ○ 分野を広げて公募を行うなど、工夫が必要。 (女性の幹部職員を増やす方策) ○ 女性参画を専門に扱う部署に女性のリーダーを置き、フレックスタイムの導入や保育など、働くためのインフラ整備。
平成24年度	H25.3.15	これからの日本社会と東京大学に期待する役割	○ 女子学生の割合を増やすために、まず女性教員の数を増やして欲しい。

●提案・意見等に対する主な取組事例

<女子学生を増やす方策>

- ①女子学生確保のため、「オープンキャンパス女子学生コース」、「女子高校生のための東京大学説明会」、「女子学生による母校訪問」、女子高校生向け「Perspectives」の配布を引き続き実施。
- ②平成23年度から「女子新入生歓迎イベント」を開催。
- ③教員による母校訪問を試行実施、本学女子卒業生による OG 同窓会「さつき会」からの寄附による、女子学生を対象とした予約型奨学制度を開設(平成24年度)。
- ④女子寮については、平成24年度にインターナショナル・ロッジ駒場ロッジを開設(304室:女子学生寮含む)。また、民間企業との提携締結による女子学生用宿舎(全46室)を確保し、入居募集を開始。

＜女子教員を増やす方策＞

- ①科学技術人材育成費補助事業「女性研究者養成システム改革加速」事業により、女性教員を14名採用（平成24年12月31日現在）。
- ②総長裁量ポスト(毎年3名)を活用して、女性限定の教員公募を実施。
- ③妊娠中の女性医師、育児中の医師等の継続的な臨床活動の機会を確保するため「病院診療医」を新設。
- ④平成24年7月に「第4期東京大学次世代育成支援対策行動計画」を策定(女性職員も対象)。

＜女性幹部職員を増やす方策＞

- ①女性職員を対象とするキャリアセミナーを実施。
- ②女性幹部職員登用率6.8%(平成22年7月時点)→9.7%(平成25年2月時点)

4. ガバナンス・コンプライアンスの強化  
(協議会)

年度	経営協議会開催日	テーマ	学外委員からの提案・意見等
平成21年度	H22. 3.17	コンプライアンス体制等の見直し	○ 重要事案は、外部の人を加えて判断し、透明性を高めることが重要。
平成22年度	H22.9.21	コンプライアンス基本規則	○ 一人一人に浸透させる事が問題。徹底させる方法を考えてはどうか。

●提案・意見等に対する主な取組事例

＜コンプライアンス体制等の見直し＞

- ①コンプライアンス体制等の見直しに伴い、「国立大学法人東京大学における競争的資金等の不正使用防止に関する規則」、「国立大学法人東京大学における競争的資金等不正使用に関するホットラインに関する規則」、「国立大学法人東京大学における競争的資金等の不正使用に係る調査の手続き等に関する規則」を改正(H22.4.8)。調査委員会に会計・監査業務の専門的知識を有する学外有識者2名を含めることを規定。

＜コンプライアンス基本規則＞

- ①平成23年3月24日付けで「東京大学コンプライアンス基本規則」を制定するとともに、リーフレットを作成し、研修会、講習会等で配布し周知。

5. 経営の基盤強化  
(協議会)

年度	経営協議会開催日	テーマ	学外委員からの提案・意見等
平成23年度	H23. 9.14	基金に関して	○ 大学が基金を持っていると、想定外のことが起こった際に差し押さえられる危険性があるため、法的に分けた方がいいのではないか。

●提案・意見等に対する主な取組事例

<東京大学基金>

- ①法人の戦略的な運営に必要な基盤的財源を確保するため、平成16年10月に東京大学基金を設立。創立130周年を機に「東大130」キャンペーンを実施し、平成20年3月に130億円の目標を達成した。目的指定の寄附や事業資金、活動経費等に充てるほか、約60億円を東京大学基金(エンダウメント)のコアとして積立している。
- ②その後の寄附募集活動により、平成24年度末までの実績は、寄附申込総額として約282億円、基金残高(非目的指定)として約80億円である。

(懇談会)

年度	経営協議会開催日	テーマ	学外委員からの提案・意見等
平成24年度	H24.4.18	産学連携活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マーケティングのマネジメント能力が不足している。様々な部局の専門家を活用する取組を。</li> <li>○ 組織力、人材力を高めるための方策を、企業から学んではどうか。</li> </ul>
	H24.9.14	限りある財源の中で、東京大学がさらに成果を発揮出来る環境をどう作り込むか	○ 学内で本当にシビアなコンペによる予算配分が行われているのか。集中的に総長が予算をつけ、評価をすることを実際にやったらどうか。
	H25.1.18	これからの日本社会と東京大学に期待する役割(第1回)【グローバル・キャンパス】	○ 外国人の留学生、研究者の受け入れ環境の整備(日本語力の向上、窓口の相談体制など)。
	H25.3.15	これからの日本社会と東京大学に期待する役割(第2回)【社会との関わり】	○ 中期的・多面的観点から議論し、それを国民に示す先導的役割をアカデミアは果たすべき。
		これからの日本社会と東京大学に期待する役割(第2回)【予算、評価】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算について、財務省や文科省の方針にこだわる必要はなく、大いに議論したらよい。</li> <li>○ 総長が予算権を握るつもりで評価して欲しい。</li> </ul>
H25.3.15	これからの日本社会と東京大学に期待する役割(第2回)【人材、技術の競争力】	○ 世界では勝てる技術、勝てる人材が要求されている。教室から勝てる人材を輩出して欲しい。	

## ●提案・意見等に対する主な取組事例

### <産学連携活動>

- ①知的財産権を大学の機関帰属とし、総長直属の「産学連携本部」を設置、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」の“知的創造サイクル”を構築。外部組織である株式会社東京大学 TLO・株式会社東京大学エッジキャピタル(UTEC)とも密接に連携し、産学連携を推進。
  - 1) 東京大学 TLO との緊密な連携により研究成果の社会での実用化、普及のための技術移転活動を行い、平成24年度は約1.6億円の特許料収入をあげ、平成25年度は以前のライセンス対価として得たストックオプションの権利行使により、特許収入は過去最高となることが確実である。
  - 2)「東京大学産学連携協議会」を設立(平成17年1月)。平成24年12月末現在で会員は769社。
  - 3)具体的な産学連携プロジェクトを推進する各種スキームを構築・実施。
    - ・成果を念頭において共同研究をプロデュースする「Proprius21」では、平成24年度までに231件の契約実績。
  - 4)学生の起業マインドの涵養を図る「東京大学アントレプレナー道場」を実施。平成24年度は約229名の学生が参加。また、産学連携本部では、「東大メンターズ」と称して、ベンチャーに携わる学外の専門家に共同研究員としてご協力いただき、起業・ベンチャーに関わる助言も行ってきた。
  - 5)ウェット実験室を含むベンチャー起業支援施設「東京大学アントレプレナープラザ」を運営。平成24年度12月末現在で19社が入居。

### <執行部のイニシアティブ実現のための資源配分>

- ①総長裁量経費および総長裁量ポストを設置し、総長のリーダーシップの下に機動的・短期的に措置を要する事業に対して資源配分を実施。また、部局組織の活力を自律的に維持し発展させるため、部局の教員ポストを毎年1%削減、それによって生じるポストを必要な部局に再配分するシステム「教員採用可能数校内再配分システム」を平成19年度に新設、運用。

### <キャンパスの国際化>

- ①外国人の留学生、研究者の受入を促進。そのための教育研究環境、生活支援を充実させる。
  - 1)【再掲】平成24年度4月期から「東京大学フェロウシップ」の奨学金月額を15万円から20万円に増額。教養学部前期課程国際教養コースへの学生(PEAK 生)に対する来日前に提示し得る奨学金「東京大学スカラーシップ」の新設、在学学生海外派遣の支援を目的とした「GO Global 奨学金」の設立、渉外活動の開始。
  - 2)国際学生宿舎、インターナショナル・ロッジ等の整備
    - ・平成22年度には追分インターナショナルハウス(112戸)を供用開始、平成24年度には日本学生支援機構から購入し、改修した駒場ロッジ本館(304戸)を合わせて1,079戸が整備済み。
  - 3)英語で学位がとれるコースの開設
    - ・学部2コース(PEAK)平成24年10月～
    - ・大学院40コース昭和57年10月～4コース、平成元年10月～2コース、平成3年10月～1コース、平成11年10月～2コース、平成12年4月～2コース、平成18年10月～1コース、平成19年10月～1コース、平成20年10月～3コース、平成21年10月～3コース、平成22年4月～1コース、平成22年10月～9コース、平成23年4月～2コース、平成24年4月～1コース、平成24年10月～5コース、平成25年4月～1コース、平成25年10月～2コース
    - ※一部コースに改廃があり、現在39コースが稼働している。
  - 4)日本語力の向上、窓口の相談体制
    - ・日本語教育センターや部局の日本語教室において、留学生・外国人研究者のニーズに対応するために多様なコース(一般日本語コース、集中日本語コース、学術日本語コース、短期日本語コース及びスポット講座等)を提供。
    - ・国際センター本郷、駒場、柏の各オフィスや部局において、各種相談(生活・修学・日本生活に関する相談・カウンセリング、多文化間カウンセラーと留学生の面談、就職支援及び家族サポート等)を実施。

## 6. 東日本大震災への対応 (協議会)

年度	経営協議会開催日	テーマ	学外委員からの提案・意見等
平成23年度	H23.4.20	東日本大震災への対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学ならではの社会貢献を行う。</li> <li>○ 英語での海外発信。</li> </ul>

## (懇談会)

年度	経営協議会開催日	テーマ	学外委員からの提案・意見等
平成23年度	H23.6.15	震災と大学における教育・研究について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会人教育、市民として必要な知識を身につけることの手助け。</li> <li>○ メディア等と連携してシンポジウムを開催。東大のみに留まらず、専門家を交えて情報発信。</li> <li>○ ボランティア活動を大学として制度としてシステム化。</li> </ul>

### ●提案・意見等に対する主な取組事例

- ① 大学やグローバル30の英語版 HP を通じて、震災情報を海外に発信。(H23年度)
- ② 東大基金「沿岸センター活動支援プロジェクト」英語版 HP を作成。(H23年度)
- ③ 平成23年度から学生・教職員による被災地へのボランティア隊の派遣及び学生ボランティアによる被災児童生徒への学習支援の実施。
- ④ 平成23年度から震災関係のシンポジウム・セミナーを開催。
- ⑤ 東日本大震災の被災者救援義援金の自治体への届出。(遠野市、大槌町、宮城県、福島県、茨城県、釜石市及び岩手県) (H23.5.13～8.3)
- ⑥ 南相馬市との放射性物質による汚染の測定及び除染の連携に関する協定締結。(H23.9.30)
- ⑦ 大槌町との震災復旧及び復興に向けた連携・協力に関する協定締結。(H24.3.19)
- ⑧ 浪江町との放射性物質による汚染の測定及び除染の連携に関する協定締結。(H24.5.1)
- ⑨ 釜石市との東京大学釜石カレッジ開設に関する覚書締結。(H24.10.26)
- ⑩ 上記覚書により、東京大学釜石カレッジとして、復興・再生をテーマとした市民及び市職員向け連続講座の開講(平成24年度)、平成25年度は「水産業の現状と課題」、「住宅産業と三陸地域」、「震災復興と三陸経済」をテーマとした連続講座を開講。